

千葉県花見川区選挙管理委員会告示第12号

令和5年4月9日執行の千葉県議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第2項、第4項又は第5項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和5年3月31日

千葉県花見川区選挙管理委員会委員長 大 高 勝 利

区分	場所	日時
公職選挙法第62条第2項の規定によるくじ	千葉県花見川区選挙管理委員会事務局	令和5年4月6日 午後5時15分
公職選挙法第62条第4項の規定によるくじ	千葉県花見川区選挙管理委員会事務局	令和5年4月6日 午後5時20分
公職選挙法第62条第5項の規定によるくじ	千葉県花見川区選挙管理委員会事務局	事実発生の都度